

# 長生村立地適正化計画【届出の手引き】

千葉県 長生村

【お問合せ先・届出先】

長生村まちづくり課都市計画係

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77

電話：0475-32-2116 ファクス：0475-32-1486

## 1. 立地適正化計画とは

### ■ 立地適正化計画について

少子高齢化・人口減少の進行や頻発する自然災害など、本村を取り巻く社会状況は大きく変化しています。人口減少・高齢化が進むと、日常生活における様々なサービス水準の低下を招くおそれがあり、居住環境悪化による人口減少の加速化にもつながりかねず、持続可能なまちづくりが課題となります。



出典：第2版長生村人口ビジョン 第2期長生村総合戦略 概要版(令和2年3月)

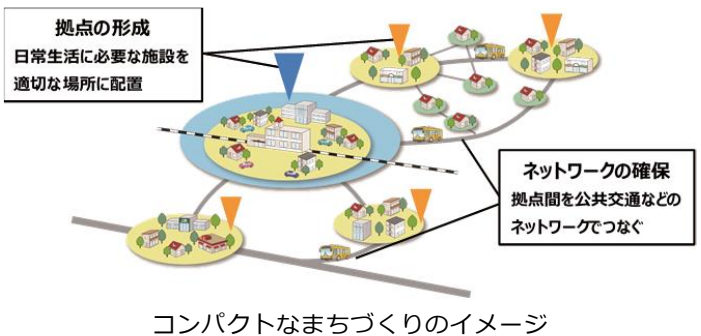
### ■ 立地適正化計画で定める内容、目標年次など

立地適正化計画は、今後進行する人口減少・高齢化や、激甚化・頻発化する自然災害に対応できるよう、住宅や医療・福祉・商業などの日常生活に必要な施設を適切な場所に配置し、高齢者をはじめとする住民の皆様が便利で快適なまちづくりを進めるための計画です。

ただコンパクトにするのではなく、生活に重要な拠点を公共交通などのネットワークでつなぎ、移動しやすくします。また、激甚化・頻発化する災害に備え、災害に強い安全なまちを目指します。

#### 【立地適正化計画に定める内容】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域に居住を誘導するための施策
- 都市機能誘導区域に誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策
- 居住誘導区域内の防災対策(防災指針)



#### 【目標年次】

20年後の令和25(2043)年

#### 【対象区域】

本村の都市計画区域内(村全域)

## 2. 立地適正化計画における届出について

### ■ 届出について

本計画の策定に伴い、立地適正化計画区域内（長生村都市計画区域内）において、以下の行為を行う場合には、都市再生特別措置法（以下「法」といいます。）に基づき、本村への事前届出が必要になります。

この届出は、本村の目指すまちづくりの実現のため、住宅開発や誘導施設の立地について村が情報把握することを目的としています。

- (1) 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅などの整備をする場合
- (2) 都市機能誘導区域外で本計画における誘導施設の整備をする場合
- (3) 都市機能誘導区域内で本計画における誘導施設の休廃止をする場合

### ■ 届出の時期・手続きの流れ

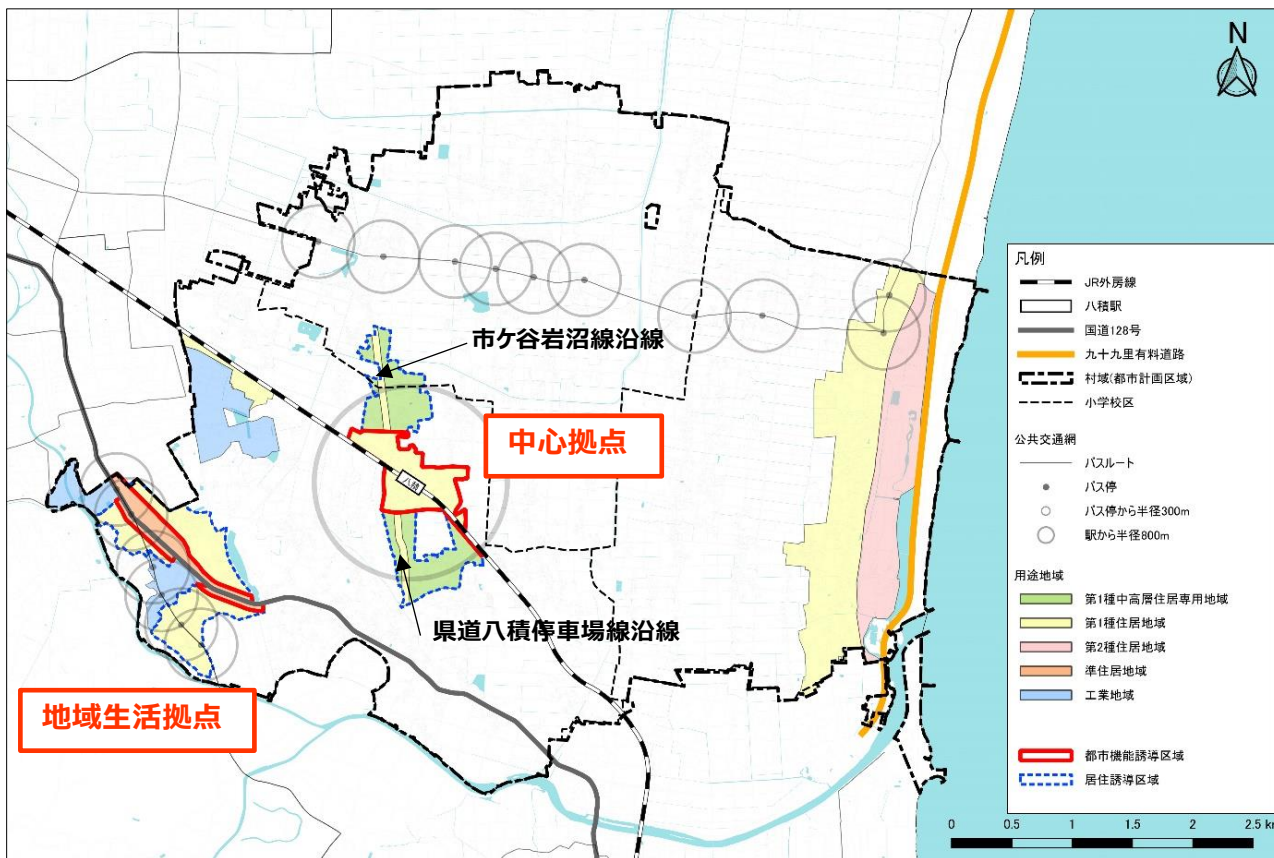


※届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図るうえで支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

### ご注意ください！

- 居住誘導区域外、都市機能誘導区域内外における届出(次ページ以降参照)は、**届出しない場合、または虚偽の届出をした場合**に、**罰則**がかかる場合があります。
- 宅地建物取引において、宅地建物取引主任者は、取引の相手方に対し、これらの**届出義務についての説明が必要**となります。(重要事項説明の対象となります。)

■ 居住誘導区域及び都市機能誘導区域(区域図)



拠点	区域名	区域
中心拠点	都市機能誘導区域	第一種住居地域が指定された区域。 ただし、図の市ヶ谷岩沼線沿線及び県道八積停車場線沿線の一部を除く。
	居住誘導区域	第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域が指定された区域。
地域生活拠点	都市機能誘導区域	準住居地域が指定された区域。
	居住誘導区域	準住居地域と第一種住居地域が指定された区域。

■ 誘導施設

種別	維持・誘導する機能	定義	中心拠点		地域生活拠点		
			方針	施設現在の数	方針	施設現在の数	
医療	小児科・診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所のうち、診療科目に内科又は小児科を含む施設	●	0	●	0	
社会福祉	高齢者の介護・福祉に係る施設	介護サービスを提供する事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、福祉用具貸与等	●	0	◎	1
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設等	介護保険法第8条第1項に定める居宅サービス				
		居宅介護サービス計画、予防サービス計画	介護保険法第8条第14項に定める地域密着型サービス				
		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設	介護保険法第8条第24項に定める居宅介護支援				
		介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与等	介護保険法第8条第27項に定める介護老人福祉施設、同法第8条第28項に定める施設、同法第8条第25項に定める介護保険施設及び同法第8条第11項に定める特定施設				
		ケアハウス（軽費老人ホーム）・養護老人ホーム	介護保険法第8条の2第1項に定める介護予防サービス				
		サービス付高齢者向け住宅	老人福祉法第20条の6及び同法第20条の4に定める施設				
		高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に定める施設					

○維持、◎維持・誘導、●誘導

種別	維持・誘導する機能	定義	中心拠点		地域生活拠点	
			方針	施設現在の数	方針	施設現在の数
社会福祉	社会福祉施設 障がい者福祉施設	訪問介護施設				
		デイサービス施設				
		ショートステイ施設				
		機能訓練・生活訓練施設	●	0	●	0
		就労系施設				
		グループホーム				
		相談支援事業所				
		障がい児通所支援等施設				
子育て支援	子育て支援施設	児童クラブ				
		子育て支援センター				
		事業所内保育				
		病児・病後児保育施設				
		子育て援助活動支援事業施設	●	0	●	0
		保育所、幼保連携型認定こども園				
		児童館、児童センター				
		幼稚園				

○維持、◎維持・誘導、●誘導



種別	維持・誘導する機能	定義		中心拠点		地域生活拠点	
				方針	施設現在の数	方針	施設現在の数
商業	スーパーマーケットなど 食料品を取り扱うスーパーマーケットなど	食料品を取り扱うスーパーマーケット(日本標準産業分類に掲げる細分類 5811 食料品スーパーマーケット及び同分類に掲げる細分類 5621 総合スーパーマーケット)、ドラッグストア(日本標準産業分類に掲げる細分類 5641)及びコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類 5631)とそれに類する施設		◎	1 (コンビニ)	◎	3 (コンビニ・ドラッグストア)
金融	金融機関	郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に定める郵便局	○	1	—	—
文化交流	文化会館 ・ 図書室	文化会館	地域文化の振興と住宅福祉の増進を図るため、村が設置する施設	○	1	—	—
		図書室	図書館法第 2 条に規定する施設及び同法第 29 条に規定する図書館同種施設				
	交流センター	交流センター	村民の世代間交流及び自発的な学習を促すとともに、社会教育法第 20 条に定める住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、村が設置する施設	○	1	—	—
	コミュニティセンター	コミュニティセンター	コミュニティを育成し地域の振興と文化の向上を図るため、村が設置する施設	○	1	—	—

○維持、◎維持・誘導、●誘導

## (1) 居住誘導区域外で一定規模以上の住宅などの整備をする場合

法第 88 条第 1 項に基づき、居住誘導区域外で以下の行為を行う場合には、行為に着手する日の **30 日前まで** に本村への届出が必要となります。

### ■ 届出の対象

【対象となる区域】	居住誘導区域外（3 ページ参照）
【対象となる行為】	<p>■ 開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>3 戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為</li> <li>○ <u>1 戸または 2 戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、<u>1,000 m<sup>2</sup>以上の規模のもの</u></li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div> <p>■ 建築等行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>3 戸以上の住宅</u>を新築しようとする場合</li> <li>○ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して <u>3 戸以上の住宅</u>とする場合</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div> <p>出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法について」（平成 27 年 6 月 1 日）を基に作成</p>

### 【勧告】

届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図るうえで支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

## ■ 届出書類

以下の区分により、届出書と添付資料を1部提出して下さい。

区 分	届 出 書	添 付 資 料
開発行為の場合	様式第 10	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の 1 以上)</li><li>・設計図(縮尺 100 分の 1 以上)</li><li>・その他参考となるべき事項を記載した図書</li></ul>
建築等行為の場合	様式第 11	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺 100 分の 1 以上)</li><li>・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上)</li><li>・その他参考となる事項を記載した図書</li></ul>
届出内容を変更する場合	様式第 12	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記と同様</li></ul>



## (2) 都市機能誘導区域外で本計画における誘導施設の整備をする場合

法第 108 条第 1 項に基づき、都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合には、行為に着手する日の **30 日前まで** に本村への届出が必要となります。

### ■ 届出の対象

【対象となる区域】	都市機能誘導区域外、 または誘導施設の位置付けが異なる都市機能誘導区域 (3 ページ参照)
【対象となる行為】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発行為           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>誘導施設を有する建築物</u>の建築目的の開発行為</li> </ul> </li> <li>■ 建築等行為           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>誘導施設を有する建築物</u>を新築しようとする場合</li> <li>○ 建築物を改築し、<u>誘導施設を有する建築物</u>とする場合</li> <li>○ 建築物の用途を変更し、<u>誘導施設を有する建築物</u>とする場合</li> </ul> </li> </ul>

The diagram illustrates the notification requirements for buildings in different zones. It is divided into three main areas: 立地適正化計画区域 (Land Use Planning Area), 居住誘導区域 (Residential Guidance Area), and 都市機能誘導区域 (Urban Function Guidance Area). In the 立地適正化計画区域, a building is shown with a '届出必要' (notification required) label. In the 居住誘導区域, a building is also shown with a '届出必要' label. The 都市機能誘導区域 is further divided into two sub-zones: '郵便局を位置付けている' (Post office located) and '郵便局を位置付けていない' (Post office not located). In the '郵便局を位置付けている' sub-zone, a building is shown with a '届出不要' (notification not required) label. In the '郵便局を位置付けていない' sub-zone, a building is shown with a '届出必要' label.

### 【勧告】

届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図るうえで支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

## ■ 届出書類

以下の区分により、届出書と添付資料を1部提出して下さい。

区 分	届 出 書	添 付 資 料
開発行為の場合	様式第 18	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面(縮尺 1,000 分の 1 以上)</li><li>・設計図(縮尺 100 分の 1 以上)</li><li>・その他参考となるべき事項を記載した図書</li></ul>
建築等行為の場合	様式第 19	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺 100 分の 1 以上)</li><li>・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上)</li><li>・その他参考となる事項を記載した図書</li></ul>
届出内容を変更する場合	様式第 20	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記と同様</li></ul>

### (3) 都市機能誘導区域内で本計画における誘導施設の休廃止をする場合

法第 108 条第 2 項に基づき、都市機能誘導区域<sup>内</sup>で誘導施設の休止・廃止をする場合には、行為に着手する日の **30 日前まで**に本村への届出が必要となります。

#### ■ 届出の対象

【対象となる区域】	都市機能誘導区域内（3 ページ参照）
【対象となる行為】	<p>■ <u>誘導施設を休廃止</u>する場合</p>

#### 【勧告】

新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる時は、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言または勧告を行う場合があります。

#### ■ 届出書類

以下の区分により、届出書と添付資料を 1 部提出して下さい。

区 分	届 出 書	添 付 資 料
休廃止の場合	様式第 21	・なし

### 3. 様式の記入例

記入例

#### 様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

#### 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

行為に着手する 30 日前  
までに記載・提出  
令和〇年〇〇月〇〇日

長生村長 様

届出者 住 所 長生村 七井土〇〇番地〇〇  
氏 名 長生 太郎  
連絡先 0475-32-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称（所在番地）	長生村 一松〇〇番地〇〇
	2 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅（6戸） 戸数も併せて記入
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

当該箇所に○

住宅等の新築  
建築物を改築して住宅等とする行為  
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和○年○○月○○日

行為に着手する 30 日前  
までに記載・提出

長生村長 様

届出者 住所 長生村 七井土○○番地○○  
氏名 長生 太郎  
連絡先 0475-32-○○○○

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地	長生村 一松○○番地○○
	地目	宅地
	面積	1,500 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	【工事着工予定日】 令和○年○○月○○日 【工事完了予定日】 令和○年○○月○○日 【住宅戸数】 3 戸	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

行為の変更届出書

長生村長 様

行為に着手する 30 日前  
までに記載・提出

令和〇年〇〇月〇〇日

届出者 住 所 長生村 七井土〇〇番地〇〇  
氏 名 長生 太郎  
連絡先 0475-32-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容： (変更前) (変更後)  
開発区域の面積 3,000 m<sup>2</sup> 3,500 m<sup>2</sup>  
設計 当初の届出書類添付のとおり 別図のとおり
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

【開発行為の変更の場合】

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

【建築等行為の変更の場合】

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書



開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

**行為に着手する 30 日前  
までに記載・提出**

令和〇年〇〇月〇〇日

長生村長 様

届出者 住 所 **長生村 七井土〇〇番地〇〇**  
氏 名 **長生 太郎**  
連絡先 **0475-32-〇〇〇〇**

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称 (所在番地)	長生村 <b>一松〇〇番地〇〇</b>
	2	開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3	建築物の用途	<b>スーパーマーケット</b>
	4	工事の着手予定年月日	<b>令和〇年〇〇月〇〇日</b>
	5	工事の完了予定年月日	<b>令和〇年〇〇月〇〇日</b>
	6	その他必要な事項	<b>床面積 3,000 m<sup>2</sup></b>

**建築物の用途以外の  
情報 (床面積) などを記載**

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

**記入例**

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

} 当該箇所に○

について、下記により届け出ます。

令和○年○○月○○日

長生村長 様

行為に着手する 30 日前  
 までに記載・提出

届出者 住所 長生村 七井土○○番地○○  
 氏名 長生 太郎  
 連絡先 0475-32-○○○○

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地	長生村 一松○○番地○○
	地目	宅地
	面積	800 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	診療所 (内科)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	【工事着工予定日】 令和○年○○月○○日 【工事完了予定日】 令和○年○○月○○日	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上)
- ・建築物の二面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

行為の変更届出書

長生村長 様

行為に着手する 30 日前  
までに記載・提出

令和〇年〇〇月〇〇日

届出者 住 所 長生村 七井土〇〇番地〇〇  
氏 名 長生 太郎  
連絡先 0475-32-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 2 変更の内容：

	(変更前)	(変更後)
開発区域の面積	5,000 m <sup>2</sup>	5,500 m <sup>2</sup>
設計	当初の届出書類添付のとおり	別図のとおり
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日： 令和〇年〇〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

【開発行為の場合】

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

【建築等行為の場合】

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上)
- ・建築物の二面以上の立面図、各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

記入例

誘導施設の休廃止届出書

長生村長 様

休止又は廃止する 30 日前  
までに記載・提出

令和〇年〇〇月〇〇日

届出者 住 所 長生村 七井土〇〇番地〇〇  
氏 名 長生 太郎  
連絡先 0475-32-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（**休止**・~~廃止~~）について、下記により届け出ます。

記

当該箇所に〇

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 【名 称】 〇〇診療所  
【用 途】 診療所（内科）  
【所在地】 長生村 七井土〇〇番地〇〇

- 2 休止（廃止）しようとする年月日  
令和〇年〇〇月〇〇日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間  
令和〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇〇月〇〇日

- 4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

**当該建築物を存置するが、使用予定は未定。使用について決まるまでは、適切な管理のもと存置する。**

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。